



宮古島市立学校の教育職員に関する 業務管理・健康確保措置実施計画



令和8年4月

宮古島市教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状	1
2. 目的・目標・成果指標	2
3. 計画の期間	3
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	3
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	7
6. 宮古島市教育委員会による取組	8

1. 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

国において、学校職員を取り巻く環境整備が喫緊の課題となる中、沖縄県では令和6年度から8年度までの3年間を集中取組期間として、新たな働き方改革推進計画「みんなの学校！ピースフル・プラン」の下、学校における働き方改革と教育職員のメンタルヘルス対策の取組が一体的な推進が進められている。

このような中、本市においても推進目標「目的実現のための『3軸・6視点』の実感の向上」(教育職員が「働きやすさ」「働きがい」「心身の健康」を十分に実感できる環境整備)の実現に向けて、沖縄県の計画と連動して、教育職員の長時間労働の是正やメンタルヘルス対策を含む労働安全衛生管理の充実に取り組む必要があるため、本計画を策定し、実効性のある取組の推進を図るものである。

(2) 本市の現状

本市では、令和3年7月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として「宮古島市立学校職員服務規程」の一部改正を行い、教育職員の在校時間の管理及びその時間縮減に取り組んできた。また、令和5年4月には、「宮古島市立学校管理規則」の一部を改正し年度末の事務処理、引継ぎや新年度における準備時間の確保に取り組んできた。

こうした取組の結果、本市における学校事務職員を含む教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】 () は県の値

校種	年平均	月45時間超の割合	月80時間超の割合	年360時間越の割合
小学校	月22.8時間	11.7% (18.4%)	0.4% (0.8%)	29.1%(32.4%)
中学校	月27.5時間	19.7% (28.2%)	2.9% (3.4%)	45.8%(45.8%)

- 時間外在校時間が月45時間を超える割合が中学校で19.7%と多くなっている。
- 中学校において時間外在校等時間の割合が多い主な理由として、「部活動指導」「授業準備」等が挙げられている。
- 教育職員の「働きやすさ」と「働きがい」を両立し、子供たちにより良い教育を行うためには、学校・家庭・地域が連携・協働し、働き方改革とメンタルヘルス対策の一体的な取組を推進することによって、教育職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。
- こうしたことを踏まえ、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」第8条に基づき本計画を策定する。

2. 目的・目標・成果指標

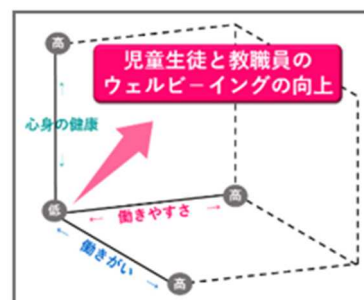
(1) 目的

教育職員一人一人が、良好な人間関係を築き、心身とも健康で本来の職務に専念し、児童生徒と共に学び、成長しながら、専門性を十分に発揮して、「児童・生徒たちへのより良い教育」を行っていくことができる教育環境を整える。

(2) 目標

「目的実現のための「3軸・6視点」の実感の向上」

(教育職員が「働きやすさ」「働きがい」「心身の健康」を十分に実感できる環境整備)



3軸	働きやすさ	働きがい	心身の健康
6視点	<ul style="list-style-type: none"> ○同僚・管理職との良好な人間関係 ○個人の裁量(ゆとり)ある時間の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童生徒・保護者との信頼関係の構築 ○資質能力の向上や専門性の発揮 	<ul style="list-style-type: none"> ○心身の健康の確保と安全・快適な職場環境の形成 ○長時間勤務の改善

(3) 評価(成果指標)

「3軸・6視点」に基づいて、次の成果指標を設定し、毎年度、評価する。

成果指標1: 学校評価(教職員対象)の評価項目に、下記の「3軸・6視点」に関する5項目を位置づけ、肯定的回答(AとB回答)の割合を成果指標とする。

成果指標2: 「3軸・6視点」に関する管理職アンケート調査を実施し、肯定的回答の割合を成果指標とする。

成果指標3: 客観的計測による在校等時間を集計し、教育職員の長時間勤務者の人数と割合を成果指標とする。

「3軸・6視点」に関する5項目(学校評価に設定)	回答選択肢例(4件法)
・同僚・管理職との良好な人間関係の構築ができています。	肯定的回答(AB) A 当てはまる B ある程度当てはまる C あまり当てはまらない D 当てはまらない
・個人の裁量(ゆとり)ある時間の確保ができています。	
・一人一人の児童生徒との信頼関係を深めることができています。	
・より専門性を発揮するための研修や教材研究等が充実している。	
・心身の健康の確保と安全・快適な職場環境の形成ができています。	

(4) 検証(成果指標の目標値)

【成果指標1, 成果指標2の目標値】

○全教育職員の「3軸・6視点」の実感向上を目指して、令和8年度(2026年度)末までに、

・肯定的回答の割合80%以上とする。

【成果指標3の目標値】

- 教育職員の心身の健康を守るために、全教育職員が時間外在校等時間上限(月 45 時間、年 360 時間)以内での勤務を目指して、令和 8 年度(2026 年度)末までに、
 - ・時間外在校時間が月 80 時間を超える教育職員をゼロとする。
 - ・時間外在校時間が月 45 時間、年 360 時間を超える教育職員の年平均割合を令和 5 年度の 50%以下とする。

学校種	項目	令和 5 年度		令和 6 年度		令和 8 年度 (目標値)	
		市	県	市	県	市	県
小学校	・月 80 時間 (年度計月平均)	0.6%	1.1%	0.4%	0.8%	0%	0%
	・月 45 時間 (年度計月平均)	13.8%	20.3%	11.7%	18.4%	6.9%	10.15%
	・年 360 時間 (年平均)	35.0%	21.6%	29.1%	32.4%	17.5%	10.8%
中学校	・月 80 時間 (年度計月平均)	2.6%	3.2%	2.9%	3.4%	0%	0%
	・月 45 時間 (年度計月平均)	23.0%	29.4%	19.7%	28.2%	11.5%	14.7%
	・年 360 時間 (年平均)	52.8%	26.6%	45.8%	45.8%	26.4%	13.3%

3. 計画の期間

「令和 8 年度」

本計画の期間は、宮古島市教育職員働き改革推進プランの実施期間が令和 8 年度までであることと、沖縄県働き方推進計画である「みんなの学校！ピースフル・プラン」の実施期間(集中取組期間)が令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間としている関係上、沖縄県の取組に連動し令和 8 年度版とし、令和 9 年度から令和 11 年度の 3 年間における本計画の取組内容等は令和 8 年度中に再検討する。

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。(〈No. 〇〇〉は沖縄県「私たちのピース・リスト 2023」の取組項目番号)

(1) 「学校と教師の業務の 3 分類」を踏まえた業務の見直し

イ 学校以外が担うべき業務

① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

- ・コミュニティ・スクール (学校運営協議会制度) 設置と地域学校協働活動との一体的推進の検討 〈No.38〉
- ・保護者、地域、首長部局等との連携協働体制の構築 〈No.44〉
- ・市町村立小中学校における登下校に関する対応等の見直し 〈No. 45〉

② 放課後から夜間における校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

- ・放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導されたときの対応の適正化 〈No.35〉
- ・補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて、家庭、地域と認識を共有するように努める。

③ 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）

- ・「GIGA スクール構想の下での校務DX化チェックリスト」（文部科学省）の各項目の検討〈No.15〉
- ・学校徴収金の内容や業務等の見直し〈No.23〉

④ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等

- ・コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）設置と地域学校協働活動との一体的推進の検討〈No.38〉
- ・学校におけるPTA活動の内容や役割分担等の見直し〈No.43〉
- ・教職員の地域行事等への動員等の見直し〈No.46〉
- ・地域学校協働推進委員（地域コーディネーター）等が中心となっていく。

⑤ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

- ・コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）設置と地域学校協働活動との一体的推進の検討〈No.38〉
- ・学校に対する過剰な要求等に対応する支援体制の構築〈No.13〉

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

⑥ 調査・統計等への回答

- ・「GIGA スクール構想の下での校務DX化チェックリスト」（文部科学省）の各項目の検討〈No.15〉
- ・各教育委員会から学校へ依頼する調査・報告等の整理・削減〈No.18〉
- ・関係団体等への各種コンクール等の周知・募集方法等の見直しの依頼〈No.19〉
- ・校務DX（校務支援システムの活用等）の推進〈No.26〉

⑦ 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理

- ・ICT支援員の適正配置〈No.5〉
- ・「GIGA スクール構想の下での校務DX化チェックリスト」（文部科学省）の各項目の検討〈No.15〉
- ・校務DX（校務支援システムの活用等）の推進〈No.26〉

⑧ ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

- ・ICT支援員の適正配置〈No.5〉
- ・「GIGA スクール構想の下での校務DX化チェックリスト」（文部科学省）の各項目の検討〈No.15〉
- ・校務DX（校務支援システムの活用等）の推進〈No.26〉

⑨ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理

- ・コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）設置と地域学校協働活動との一体的推進の検討〈No.38〉

⑩ 校舎の開錠・施錠

- ・教員業務支援員等の適正配置〈No.1〉
- ・職員間の役割分担の見直し

⑪ 児童生徒の休み時間における安全への配慮

- ・教員業務支援員等の適正配置〈No.1〉
- ・コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）設置と地域学校協働活動との一体的推進の検討〈No.38〉

⑫ 校内清掃

- ・日常的な清掃・環境管理等の見直し〈No.47〉
- ・実施回数や範囲の合理化
- ・地域住民の支援

⑬ 部活動

- ・部活動指導員の適正配置〈No.3〉
- ・部活動の大会等の在り方・運営方法等の検討・依頼〈No.36〉
- ・部活動の地域移行に係る取組の推進〈No.37〉
- ・部活動の適切な休養日等の設定〈No.49〉
- ・学校における部活動指導体制の工夫〈No.50〉

ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

⑭ 給食の時間における対応

- ・コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）設置と地域学校協働活動との一体的推進の検討〈No.38〉
- ・給食時における児童生徒の見守りについて、学級担任のみならず教職員等による緊急時に備えた組織体制を構築した上での実施を促す。

⑮ 授業準備

- ・教員業務支援員等の適正配置〈No.1〉
- ・ICT支援員の適正配置〈No.5〉
- ・小学校における専科指導担当教師等の配置拡充〈No.6〉
- ・校務分掌の負担軽減〈No.12〉
- ・校務DX（校務支援システムの活用等）の推進〈No.26〉

⑯ 学習評価や成績処理

- ・教員業務支援員等の適正配置〈No.1〉
- ・「GIGA スクール構想の下での校務DX化チェックリスト」（文部科学省）の各項目の検討〈No.15〉
- ・ICTを活用した効率的・効果的な職員研修の推進〈No.17〉
- ・校務支援システムを効率的・効果的に運用できる環境整備〈No.21〉
- ・校務DX（校務支援システムの活用等）の推進〈No.26〉
- ・年度末の事務処理及び新年度の準備時間の確保〈No.29〉
- ・年間を通した柔軟な時間割編成（日課表）の工夫〈No.48〉

⑰ 学校行事の準備・運営

- ・教員業務支援員等の適正配置〈No.1〉
- ・学校行事や会議等の在り方の見直しの推進〈No.40〉
- ・周年行事等の式典の見直し〈No.42〉

- ・保護者、地域、首長部局等との連携協働体制の構築〈No.44〉
- ・年間を通した柔軟な時間割編成（日課表）の工夫〈No.48〉
- ・学校運営協議会と連携し、保護者や地域と協働する体制の構築などを検討する。

⑱ 進路指導の準備

- ・校務DX（校務支援システムの活用等）の推進〈No.26〉
- ・年度末の事務処理及び新年度の準備時間の確保〈No.29〉

⑲ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの適正配置〈No.2〉
- ・学習支援員・特別支援教育支援員の活用・拡充〈No.4〉
- ・「GIGA スクール構想の下での校務DX化チェックリスト」（文部科学省）の各項目の検討〈No.15〉
- ・不登校児童生徒への対応にあたっては、教育支援センターを中心に関係機関との連携体制の構築を推進する

（2）学校における措置の推進

- 学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。
 - ・「GIGA スクール構想の下での校務DX化チェックリスト」（文部科学省）の各項目の検討〈No.15〉
 - ・校務DX（校務支援システムの活用等）の推進〈No.26〉
 - ・通知表の見直し〈No.27〉
 - ・年間授業時数についての点検・見直し〈No.39〉
 - ・日常的な清掃・環境管理等の見直し〈No.47〉
 - ・年間を通した柔軟な時間割編成（日課表）の工夫〈No.48〉
 - ・教育課程の弾力的運用を行う。

（3）教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規程を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- 衛生委員会の活用と衛生推進者（教頭）との連携
 - ・衛生委員会において教育職員の健康問題や安全衛生に関する事項を積極的に協議する。衛生委員会の開催されない学校においても、市の労働安全衛生の担当と連携する。
 - ・定期健康診断（人間ドック含む）の受診率を毎年100%遵守する。
 - ・健康診断受診後には、精密検査や保健指導、必要な受診を受けられるように学校長は時間の確保や配慮をするとともに、職員は自らの健康管理を積極的に行う。

○ 長時間勤務の改善

- ・時間外在校時間月 45 時間、月 80 時間、年 360 時間以上の教育職員の状況把握を行う。
- ・時間外在校時間が月 80 時間を超えた教職員に、通知を行い、学校長は本人と勤務状況や本人の心身の状況を含めた対話を行い、市教育委員会へ報告する。必要に応じて産業医による面接指導を実施する。
- ・時間外在校時間が月 100 時間を超えた教職員には産業医面接を必須とし、勤務する学校に市教育委員会が訪問し、改善に向けた指導助言を行う。

○ メンタルヘルス不調の予防に向けた取組の充実

- ・50 人未満の学校も含めストレスチェックの実施率を 100%にし、実施後の集団分析の結果を活用、職場環境の改善を推進する。
- ・メンタルヘルス研修会や心身の健康問題についての相談窓口について情報提供を行う。
- ・校長は休職中の教育職員との定期的な面談を行うとともに、復職に向けて市教育委員会と積極的に連携を行う。復職前後の産業医と保健師による面接、復職プログラムの活用をすすめる。

**公立学校教職員のメンタルヘルスケアの指針
「メンタルサポートガイドライン」**

県教育委員会では、公立学校関係者が教職員のメンタルヘルスについて正しく理解し、行動するための指針として、「メンタルサポートガイドライン」を令和 7 年 4 月に策定。

<https://www.pref.okinawa.jp/kyoiku/edu/1008490/1008491/1034038.html>



5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- 取組の着実な実行を図るため、宮古島市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、宮古島市のHPで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- 成果指標 1、成果指標 2（ワーク・ライフ・バランスに関する目標）の達成状況については、次の方法で把握する。
 - ・成果指標 1：各学校で実施した学校評価（教職員用）の集計結果を、宮古島市教育委員会がとりまとめて、県教育委員会へ報告
 - ・成果指標 2：県教育委員会が実施した「3軸6視点」に関する管理職アンケートを、宮古島市教育委員会がとりまとめて県教育委員会へ報告
- 成果指標 3（時間外在校等時間に関する目標）の達成状況については、次の方法で把握する。
 - ・集計結果を宮古島市教育委員会がとりまとめて県教育委員会へ報告
- 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。

- 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本県における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。

6. 宮古島市教育委員会による取組

(1) 人材の確保

- ① 教員業務支援員の適正配置 R7:小学校4校、中学校3校
- ② スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの適正配置 R7:SSW5名配置
- ③ 部活動指導員配置の検討
 - ・地域展開に向けた協力体制の構築、令和7年度宮古島市中学校部活動の在り方に関する方針の周知
 - ・宮古島市立中学校部活動地域展開検討委員会の開催
- ④ 学習支援員・特別支援教育支援員の適正配置
 - ・学習支援員等の配置・・・R7:小学校6校、中学校4校
 - ・特別支援教育支援員の配置・・・R7:小学校15校、中学校2校
 - ・校内自立支援員の配置・・・R7:小学校2校、中学校2校
- ⑤ ICT支援員の適正配置 R7:6名配置
- ⑥ 長時間勤務の改善
 - ・学校閉庁日及びリフレッシュウィークの設定・・・夏季休業中の8月第2週に設定
 - ・働き方改革に関する項目を学校経営方針へ位置づけ教師の意識改革を図る
 - ・週1回の定時退勤日の奨励・・・時間外勤務の縮減を図るため、ノー残業デーの設定
 - ・管理職及び教職員の学校評価に「3軸・6視点」に関する5項目を位置づけ実態を把握
- ⑦ メンタルヘルス不調の予防に向けた取組の充実
 - ・ストレスチェックの実施
 - ・オンラインメンタルヘルス相談の実施(R5~)
 - ・長時間勤務者の医師面談指導の実施
 - ・50人未満学校における「労働安全衛生学校訪問」の実施
- ⑧ 復職支援に向けた体制の充実
 - ・復職時面談の実施

- ⑨ 学校に対する過剰な要求等に対応する支援体制の構築
 - ・録音機能付き電話機の導入(R7~順次設置)
 - ・スクールロイヤーの配置 (R7)
- ⑩ 時間外在校時間 45 時間、月 80 時間、年間 360 時間以上の教職員の状況把握
 - ・出退勤システムの導入 (R2)
 - ・宮古島市立学校職員服務規程の一部改正 (R3)

(2) 教育 DX の推進

- ① 「GIGA スクール構想の下での校務 DX 化チェックリスト」の各項目の検討
 - ・保護者連絡ツール「tetoru(テトル)」の活用(R6)・・・学校からの連絡配信や保護者からの欠席連絡
- ② 校務支援システムを効率的・効果的に運用できる環境整備
 - ・校務支援システムの導入(H22)
- ③ 校務 DX(校務支援システムの活用等) の推進
 - ・通知表及び指導要録の電子化(H22)
 - ・デジタル採点システムの導入(R6)

(3) 業務の役割分担・適正化

- ① 年度末の事務整理及び新年度の準備時間の確保
 - ・宮古島市学校管理規則の一部改正 (R5)
- ② 初任者研修等の体系見直し
 - ・宮古教育事務所と連携した合同研修会の実施
- ③ 部活動の地域移行に係る取組の推進
 - ・宮古島市中学校部活動の在り方に関する方針の活用
- ④ コミュニティ・スクール設置と地域学校協働活動との一体的推進の検討
 - ・コミュニティ・スクール導入の推進 (R7 現在 10 学校運営協議会設置済)
- ⑤ 学校行事や会議等の在り方の見直しの推進
 - ・育みたい資質・能力に応じて行事等の持ち方の精選
 - ・ICT を活用した会議等の効率化

(4) その他

- ① 学校事務の共同実施の推進・・・学校事務共同実施による事務処理の適正化・迅速化
- ② 学校や教師が担う業務に係る 3 分類における業務の役割分担と適正化に向けた取組を推進